様式―２

年　　月　　日

太　子　町　長　様

申　請　者　　住　　所
氏　　名

公 認 業 者　　住　　所
氏　　名

受水槽装置工事届（兼変更届）

１．工 事 場 所

２．建物の名称

３．管理責任者　　　住　所
氏　名
電　話

４．誓 約 事 項

（１）受水槽以下の装置（以下「流末装置」という。）は、水道法（昭和３２年法律第１７７号）でいう給水装置ではないので、当該流末装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、申請者が責任をもって行います。

（２）前項の管理責任を果たすため、漏水防止、修繕工事、水道管理等の対策、及び事故発生の際の対策（修繕工事を行う者の指定等を含む。）については万全を期たいします。

申　請　者　が　指　定　す　る　水　道　工　事　業　者
住　　所 氏　　名
当店（当社）は、前記対策に関して責任をもって対処することをお請けします。

（３）次の事項に異動又は変更を生じたときは、直ちに町（上下水道事業所）にお届けします。

①施設の所有者又は、管理責任者
②申請者が指定する水道工事業者
③施設の変更・増設

（４）町が必要と認めるときは、流末装置について立ち入り調査を承認し、その結果として町が発する改善命令に従います。

（５）上記の条件を各戸の水道利用者に周知徹底することはもとより、流末装置について問題を生じた時は、申請者の責任において処理します。